

第12期第5回福岡県個人情報保護審議会次第

1 日時

平成27年5月21日(木) 10:00～

2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

3 議事

- (1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について
- (2) その他

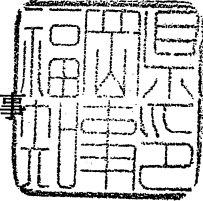
[配布資料]

- 1 諮問書
- 2 福岡県個人情報保護条例の一部改正について
- 3 番号利用法第31条を踏まえた主な改正
- 4 電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限に係る見直しについて
- 5 改正条文一覧表
- 6 福岡県個人情報保護条例新旧対照表

27 広 第 17 号
平成 27 年 5 月 1 日

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本 博志 様

福岡県知事



福岡県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

本県におきましては、平成 4 年に福岡県個人情報保護条例を制定し、平成 16 年の全部改正を経て、個人情報の適正な取扱いの確保に努めてまいりました。

こうした中、平成 25 年 5 月 31 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が公布され、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平で公正な社会を実現するための社会基盤として、社会保障・税番号制度が導入されることとなりました。

同制度の導入により、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた同条例の一部改正が必要となっています。

ついては、同条例の改正内容について貴会の意見を賜りたく、諮問します。

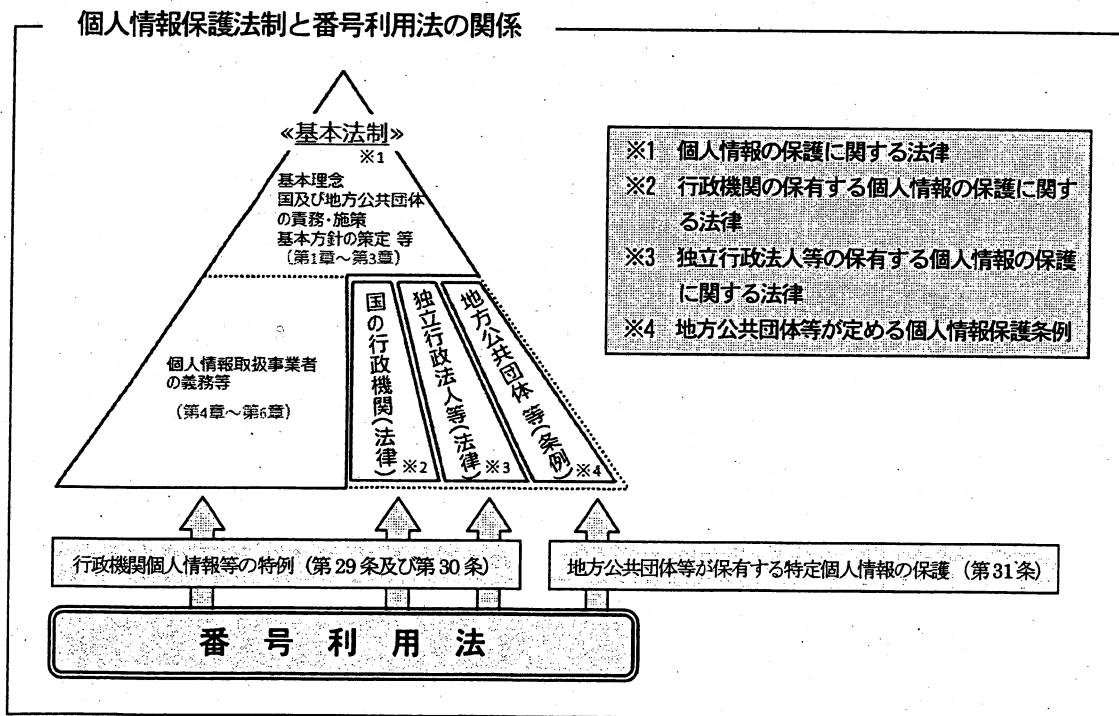
福岡県個人情報保護条例の一部改正について

1 福岡県個人情報保護条例改正の理由

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴う改正

「個人情報の保護に関する法律」(※1)は、6つの章から構成され、第1章から第3章までは官民共通の「基本法制」の部分の規定し、第4章から第6章までは一定の事業者に対する義務等を規定している。

そのほか、国の行政機関を規制する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(※2)、独立行政法人等を規制する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(※3)（これらを併せて「一般法三法」と総称する。）、地方公共団体等が定める個人情報保護条例(※4)がある。



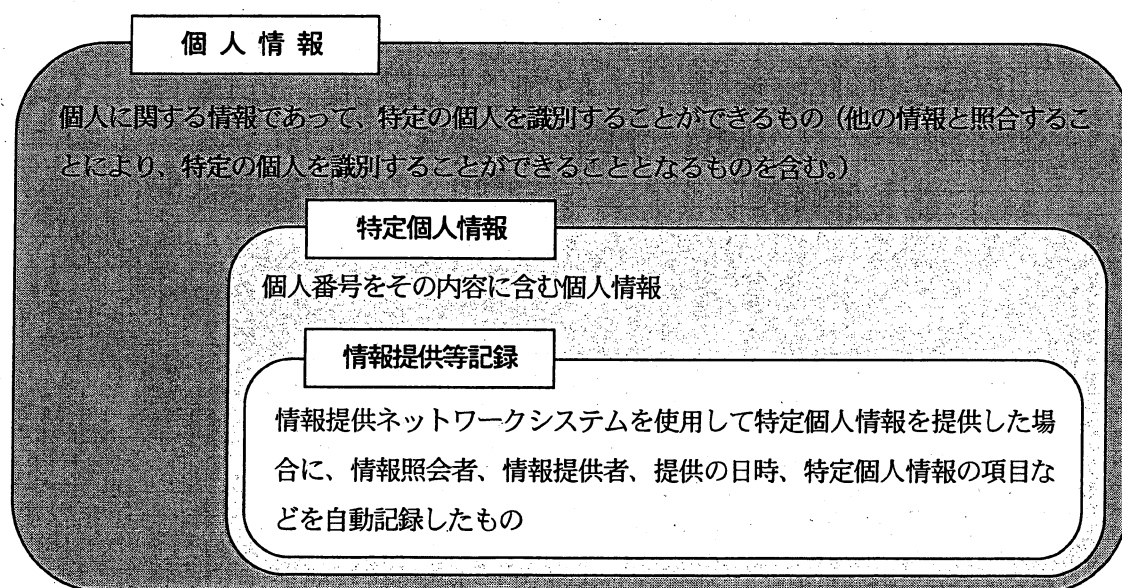
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）は、一般法三法の特別法と位置付けられており、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に関して、個人情報よりも厳格な取扱いを求めている。すなわち、番号利用法第29条及び第30条においては、一般法三法で定められた個人情報の取扱いに関する規定の一部について、読み替えて適用し、さらに、一部の規定については適用を除外している。

地方公共団体に対しては、地方分権の観点から、特定個人情報の取扱いについて番号利用法で一律に規定することはせず、番号利用法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、開示、訂正等を実施するために、番号利用法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることとしていることから、福岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正を行うものである。

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護） 【一部省略】

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

【個人情報と特定個人情報の関係】



(2) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第〇〇号）の制定に伴う改正

(3) 個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた改正

高度情報通信社会の進展に伴い、インターネットによる情報提供が日常的に行われている中で、電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限の規定は時代に合わなくなっていること等から、当該規定の見直しを行うものである。

2 条例の改正内容

(1) 番号利用法第31条を踏まえた改正

ア 特定個人情報の保護措置の強化

(7) 特定個人情報の目的外利用については、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」以外認めないこと。

(1) 特定個人情報の提供については、番号利用法第19条各号に定める場合を除き認めないこと。

イ 本人による監視の強化

(7) 特定個人情報の開示請求に関して、任意代理人による請求を認めること。

(1) 番号利用法の規定に違反して特定個人情報が取り扱われる場合も利用停止請求を認めること。

(7) 他の法令で同様の開示手続が定められている場合であっても、条例に基づく開示を認めること。

ウ 情報提供等記録に係る特例

(7) 開示請求及び訂正請求事案の移送を適用除外すること。

(1) 訂正した場合の通知先を総務大臣等とすること。

(7) 利用停止請求を認めないこと。

エ その他

(7) 公共の安全と秩序の維持に関する特則を適用除外すること。

(1) 本人から直接書面に記録された個人情報を収集するときは個人情報取扱事務の目的を明示することを義務付けること。

(7) 個人情報取扱事務登録簿に特定個人情報に関する事項を加えること。

(2) 平成27年法律第〇〇号の制定に伴う改正

ア 訂正した場合の通知先に条例事務関係情報照会者を追加すること。

イ 番号利用法の条ずれに伴い改正を行うこと。

(3) 電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限の緩和

電子計算組織の結合により個人情報を提供できる例外規定について、「公益上必要であり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」には、福岡県個人情報保護審議会の意見の聴取を要しないこととすること。

(4) その他所要の規定の整備

ア 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い国営企業が現存しないため、例外的に不開示とする行政運営情報から該当部分を削除すること。

イ 字句の修正を行うこと。

番号利用法第31条を踏まえた主な改正

	特定個人情報(情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	改正趣旨	資料2 P3(1)
利用の制限	<p>○個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除いて利用目的以外の目的での利用を原則禁止</p> <p>【第5条の2第1項及び第2項】</p>	<p>○利用目的以外の目的での利用を禁止</p> <p>【第5条の2第1項】</p>	<p>特定個人情報(情報提供等記録)については、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止する。</p>	ア (ア)
提供の制限	<p>○番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。</p> <p>【第5条の3】</p>		<p>番号利用法において特定個人情報提供することができる場合は、番号利用法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、条例上も特定個人情報提供できる場合と同条各号に掲げられた場合に制限する。</p>	ア (イ)
開示・訂正・利用停止請求権者	<p>○任意代理人による開示請求、訂正請求及び利用停止請求を認める。</p> <p>【第12条第2項(第26条第2項・第34条第2項で準用)】</p>	<p>○任意代理人による開示請求及び訂正請求を認める。</p> <p>【第12条第2項(第26条第2項で準用)】</p>	<p>特定個人情報については、その性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求等を行うことを認める。</p>	イ (ア)
利用停止	<p>○次の場合についても利用停止請求を認める。</p> <p>①利用制限(第5条の2)に対する違反</p> <p>②収集制限・保管制限(番号利用法第20条)に対する違反</p> <p>③ファイナル作成制限(番号利用法第28条)に対する違反</p> <p>④提供制限(第5条の3)に対する違反</p> <p>【第34条第1項】</p>	<p>○利用停止請求を認めない。</p> <p>【第34条第1項で「第3節 利用停止」の対象となる個人情報から情報提供等記録を除く外】</p>	<p>番号利用法では、特定個人情報について、番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様の措置を講ずる。なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。</p>	イ (イ) ウ (ウ)
他の法令等による開示の実施との調整	<p>○他の法令等の規定による開示の実施との重複を認める。</p> <p>【第25条第1項】</p>		<p>現行条例では、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合に重複を認めないことにしているが、マイナ・ポータルによる情報開示の方がより国民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号利用法に基づくマイナ・ポータルを通じた開示を可能とする必要がある。</p>	イ (ウ)
開示又は訂正に係る移送	-	<p>○開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めない。</p> <p>【第20条第1項】</p>	<p>情報提供等記録は、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手を適用除外とする。</p>	ウ (ア)
訂正に係る通知先	-	<p>○訂正した場合に、総務大臣及び情報照会者又は提供者に対し通知する。</p> <p>【第33条】</p>	<p>情報提供等記録は、情報照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。</p>	ウ (イ)

電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限に係る見直しについて

【現状】

- 福岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条は、通信回線による電子計算組織の結合（以下「オンライン結合」という。）による個人情報の実施機関以外への提供について、
 - ・法令に定めのあるとき（第1号）
 - ・公安委員会又は警察本部長が、専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき（第2号）
 - ・福岡県個人情報審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき（第3号）を除き、禁止している。

【課題】

- 当該規定は、平成16年に全部改正される前の旧条例（平成4年制定）から内容的には大きな変化がないまま今日に至っており、インターネットの普及や電子情報のやり取りの一般化といった近年の情報通信技術（以下「ICT」という。）の進展に対応できていない。

例えば、

- ・国主体のシステム整備に基づき、国や他の地方公共団体とオンライン結合による情報の提供をする場合（例1参照）
 - ・公益上必要性の高い情報を本人の同意を得てインターネットで提供する場合（例2参照）
 - ・本人に関する個人情報を当該本人に提供する場合（例3参照）
- 等についても諮問が必要となる。

〈過去の諮問例〉

- 例1) 全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務
- 例2) インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行者等登録情報提供事務
- 例3) 教務システムによる学生登録情報の提供事務

【見直しの必要性】

- 公益性や必要性が高いことが明らかな場合の提供、県民に対する情報提供が一般化しており、必要な情報セキュリティ対策が講じられている県のHPによる提供等でも福岡県個人情報保護審議会の諮問を経る必要があり、合理性を欠いている。
- 緊急な場合に対応できないため、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を来すことが想定される。
- ICTの更なる進展により、同条第3号に規定する「個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる」に該当する事例がますます増加することが予想される。

【見直しの内容】

- 第6条第3号に規定する「福岡県個人情報審議会の意見を聴いた上で」の部分削除し、個人情報の提供の制限を定めた第5条第4項に加える。

オンライン結合による個人情報の処理が行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与する反面、個人情報への随時のアクセスが可能となるなど、その取扱いによっては、個人の権利利益を侵害する可能性があることから、一定の制限を設けるという同条の趣旨を踏まえ、当該規定自体は残すこととし、一般的な個人情報の提供のルールの一つとして位置付けるもの

【参考】

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、情報技術を活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは実態に即しないし、合理性を欠いており、むしろ、重要な点は、個人情報をみだりに利用・提供させないことであるとして、オンライン結合に関する規定を設けていない。
- 国の動き
 - ・ 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）
 - ・ 「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」が目指すべき社会・姿として位置付けられ、より便利で利用者負担の少ない行政サービ

スの提供が求められていることから、電子自治体の取組がなお一層進められることが想定される。

・ 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」

①番号制度導入を契機として自治体クラウドの導入を始めとする情報システムの効率化に取り組むこと、②オープンデータや新たなICT技術の利活用を通じた住民利便性の向上に取り組むこと、③セキュリティの確保等電子自治体推進のための体制整備に取り組むことなどが示されている。

○ 全国の状況（平成27年4月時点）

・ 原則オンライン結合による個人情報の提供禁止（審議会の承認必要）

⇒ 31道府県

・ 条件付きでオンライン結合による個人情報の提供を認容（審議会の承認不要）

⇒ 13都県

・ オンライン結合による個人情報の提供に係る規定なし

⇒ 3県

○ 東京都における見直しの動き

平成27年3月東京都情報公開・個人情報保護審議会答申

「都条例におけるオンラインによる保有個人情報の提供を原則禁止とする規定については、必要な保護措置を講じることによって、オンラインによる保有個人情報の提供が原則可能となるよう改正すべきである。」

○ 神奈川県における見直し

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項（平成27年3月20日一部改正・未施行）

※下線部は改正箇所

実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

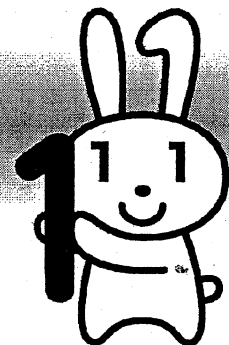
1

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

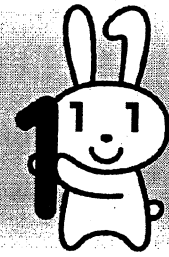
マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



2

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害
対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

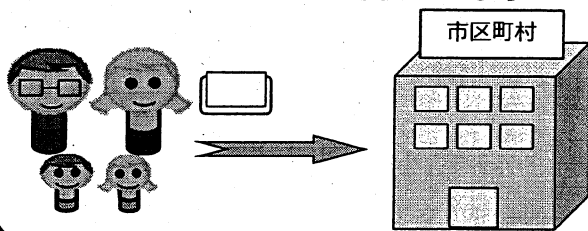
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

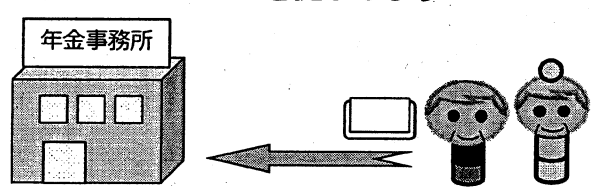
マイナンバーは次のような場面で使います。



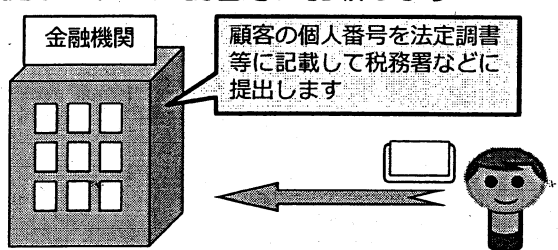
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



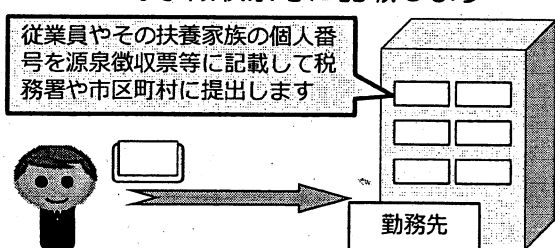
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバーを
提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

マイナンバー制度の導入に対して、
次のような国民・住民の不安・懸念が考えられます。

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかとといった懸念。
- マイナンバーの不正利用（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産的被害を負うのではないかとといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった懸念

5

不安・懸念に対する保護措置

国民・住民の不安・懸念に対して、制度面・システム面から、
次のような保護措置が施されます。

制度面における保護措置

- ① 法律の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（法第20条、第28条）。
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（法第50条～第52条）。
- ③ 特定個人情報保護評価の実施（法第26条、第27条）。
- ④ マイナンバーの盗用や不正な提供、秘密保持義務違反などに対する厳罰化（法第67条～第77条）。

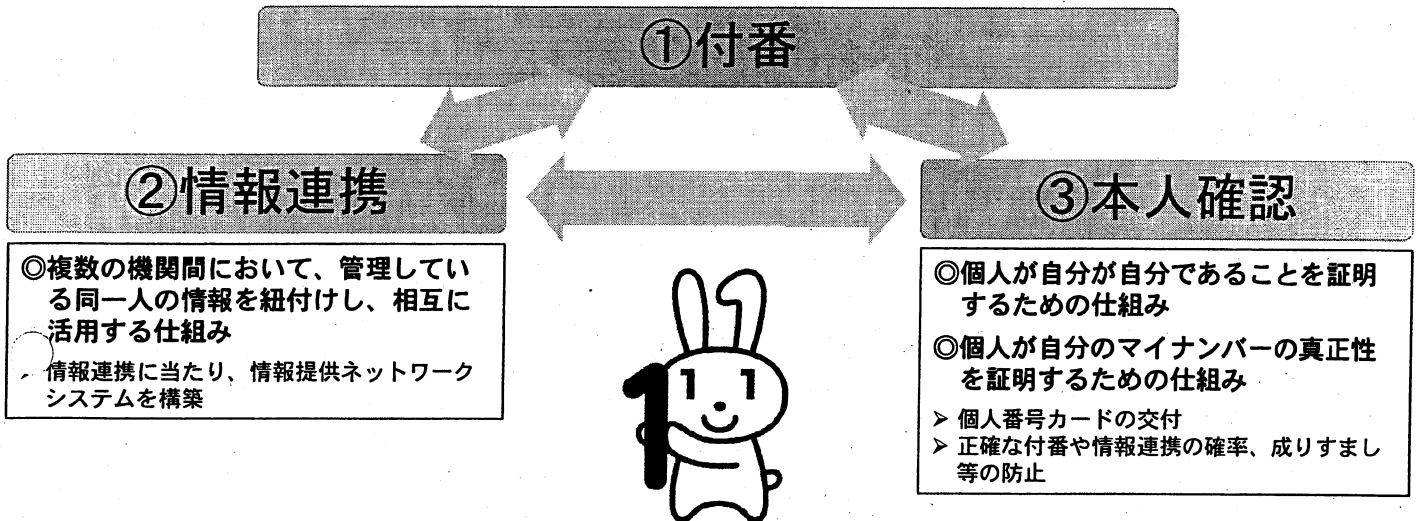
システム面における保護措置

- ① 個人情報は、「一元管理」せずに「分散管理」を行う。
- ② 情報連携は、マイナンバーを直接用いず、符号を用いて行う。
- ③ 情報連携は、暗号を用いた通信の方法により行う（法第2条第14号）。
- ④ 情報連携に関するアクセスログを記録・保存し、国民・住民が自ら確認を行うことができるシステムを構築する（法第23条、法附則第6条第5項）。

6

マイナンバー制度の仕組み

- ◎個人に、下記①～④の特徴を有する「マイナンバー」を付する仕組み
 - ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
 - ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性
 - ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付する仕組み



7

情報提供ネットワークシステムの構築

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民・住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。



複数の機関に存在する特定の個人の情報をどのような方法により連携させるか

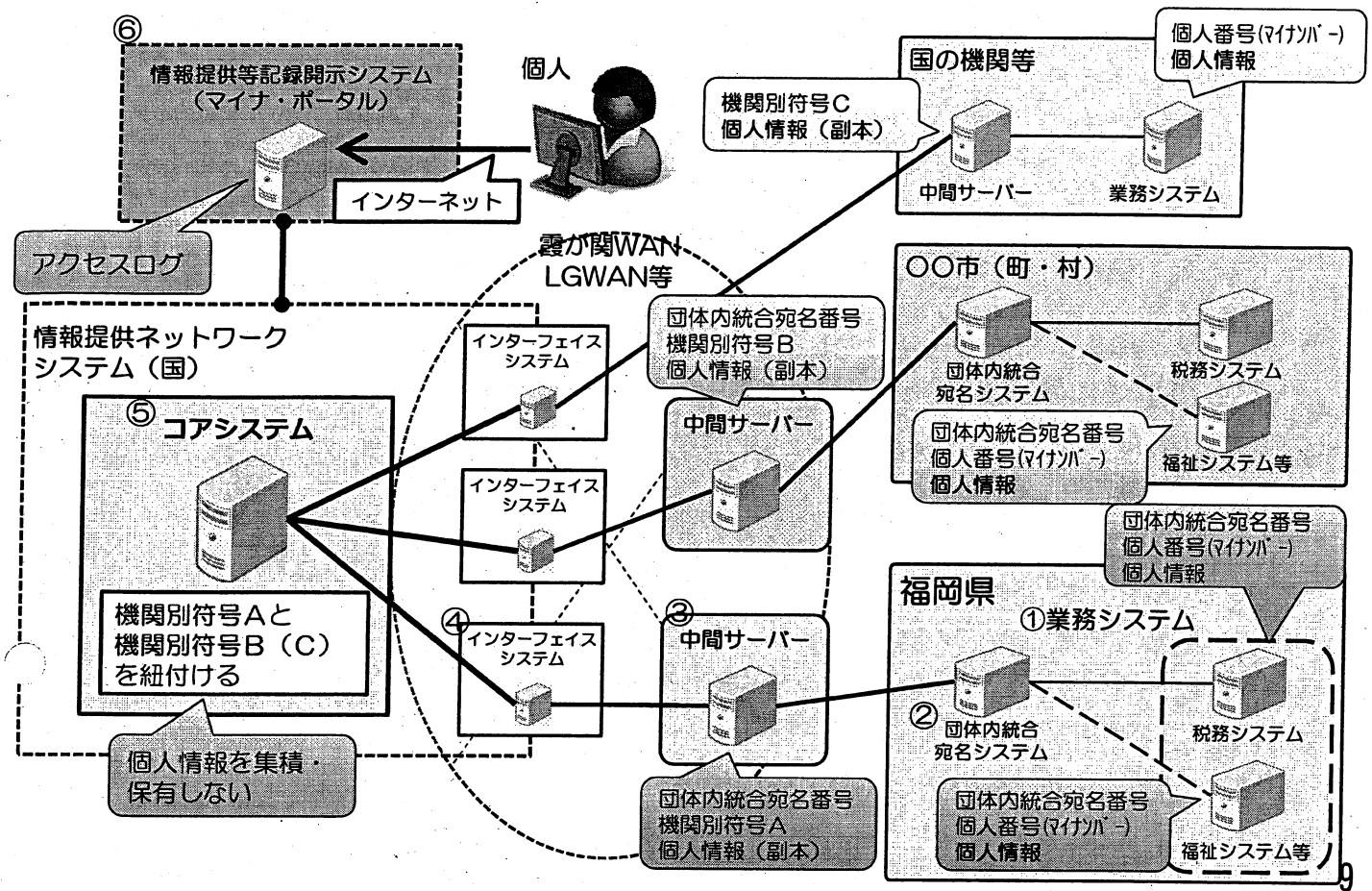
- 情報通信技術の活用
- 個人情報の保護への配慮

※本稿では、情報照会と情報提供を併せて「情報連携」という。

総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議し、迅速かつ安全に情報連携※を行うことができる仕組みとして情報提供ネットワークシステムを設置・管理。(番号利用法第21条第1項)

8

マイナンバー制度におけるシステム概要図



マイナンバー制度におけるシステム概要図（用語説明）

①業務システム

マイナンバーを利用する事務を処理するために、各事務担当課が用いるシステム。
 県では、税務システム、生活保護電算システム、（特別）児童扶養手当システム等がある。

②団体内統合宛名システム

中間サーバーと各業務システムを連携させるための特定番号（団体内統合宛名番号）※と各業務システムのマイナンバーとを紐付けて管理するためのシステム。
 ※中間サーバーはマイナンバーを保有しないため、中間サーバーと各業務システムを連携するための番号が必要となる。

③中間サーバー

情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と各業務システムとの情報の授受の仲介をするためのシステム。

④情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）

情報照会者・情報提供者となる国や地方公共団体ごとに設置され、各団体のシステム（①②③）と情報提供ネットワークシステム（コアシステム）を接続させるためのシステム。

⑤情報提供ネットワークシステム（コアシステム）

情報照会者からの情報提供の求めに対し、情報照会が番号利用法で認められるものかどうかの確認を行い、その内容を情報提供者へ送信するためのシステム。
 ※情報提供者から情報照会者へ提供される個人情報は、コアシステムを介さずに提供されるため、コアシステムに蓄積されない。

⑥情報提供等記録開示システム（マイナ・ポータル）

いつ誰と誰が自分についてどの特定個人情報を何のために授受したかを、インターネットにより、確認すること等ができるシステム。